

## @T COM (アットティーコム) 契約約款 新旧対照表

2019年9月2日改定

改定前	改定後	備考
<p>第3条（用語の定義）</p> <p>（9）契約者回線 当社との契約に基づいて設置される電気通信回線</p> <p>（10）相互接続点 当社と当社以外の登録電気通信事業者（事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。）又は届出電気通信事業者（事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>（17）技術基準 端末設備等規則（昭和60年法律第31号）で定める技術基準</p>	<p>第3条（用語の定義）</p> <p>（9）契約者回線 契約に基づいて当社が指定する場所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回路（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）</p> <p>（10）相互接続点 当社と当社以外の登録電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます。）第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。）又は届出電気通信事業者（事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点</p> <p>（17）技術基準等 端末設備等規則（昭和60年法律第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更 以下、「技術基準等」を使用</p>
<p>第22条（利用停止）</p> <p>（5）事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。</p>	<p>第22条（利用停止）</p> <p>（5）契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、事業法又は事業法施行規則に違反した場合に、当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。</p>	<p>変更</p>
	<p>第43条（自営端末設備等に異常がある場合等の検査）</p> <p>当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。</p>	<p>新設</p>

	<p>3. 本条第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。</p>	
	<p>第 44 条（注意喚起）</p> <p>当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末の IP アドレスおよびタイムスタンプの情報を得た場合に、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれが高い場合に、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。</p>	<p>新設</p> <p>以下、条数繰り下がり</p>
<p>第 43 条（個人情報の保護）</p>	<p>第 45 条（個人情報の保護）</p> <p>2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。</p> <p>3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第 1 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p>

以上